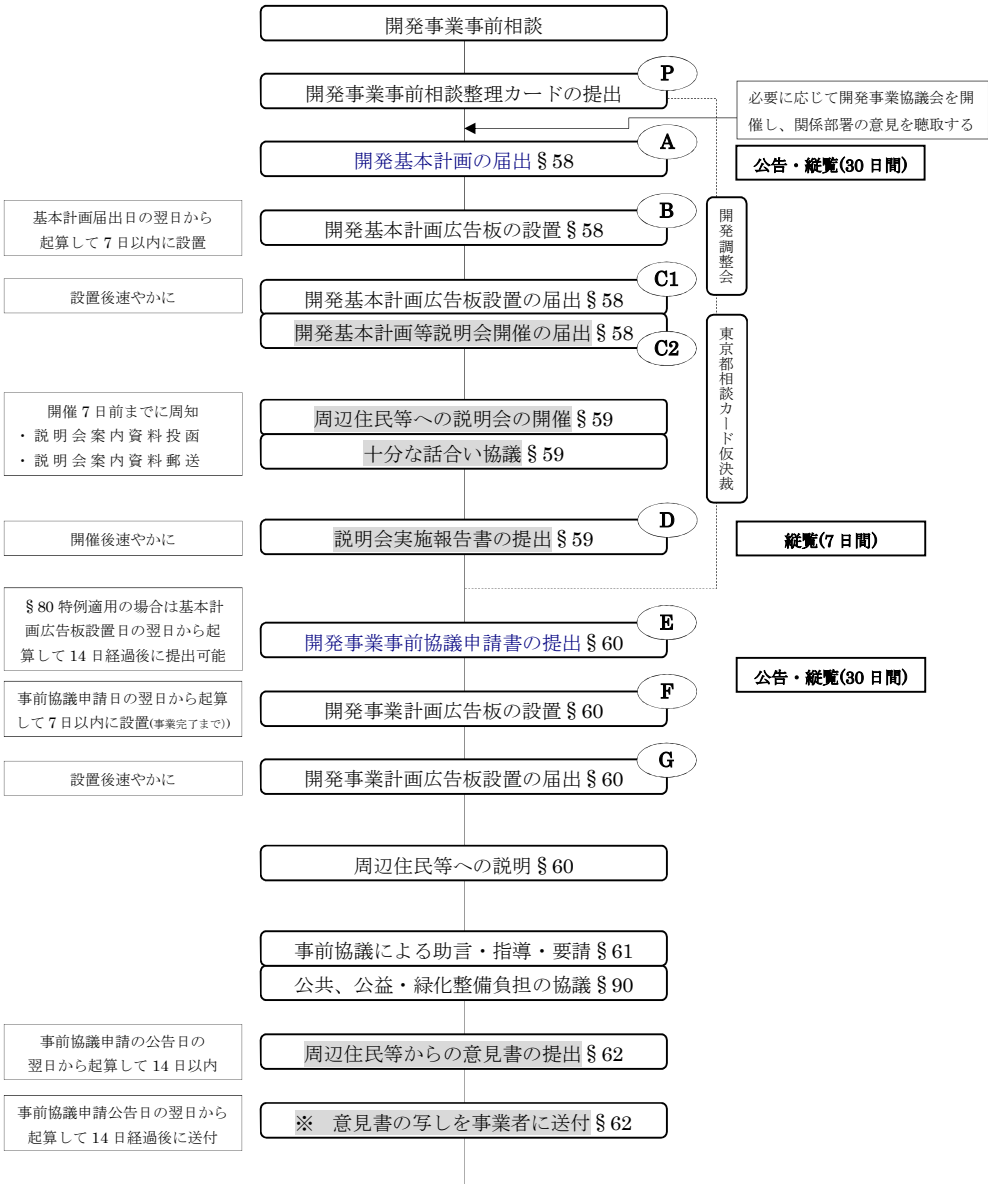


開発事業事前協議に関する手続制度の概要

() は、第 80 条第 1、2 項の特例手続に該当する場合に限り省略
 (※) は、第 62 条に基づく意見書が提出されなかった場合に限り省略



一般開発事業



この資料にある申請等にかかる様式は、都市計画課ホームページからダウンロード可能です。日野市トップページから、ID「1005229」または「開発事業者・設計代理人」で検索してください。



P 開発事業事前相談整理カードの提出

3部提出 + 各課用の表紙

- 開発事業事前相談整理カード (関係課の分は別様式)
- 案内図
- 公図(写)
- 現況平面図
- 土地利用計画図(配置図)
- 造成計画平面図・断面図(3箇所以上)
- 建物計画平面図・立面図
- 土地所有者調書(登記簿謄本など)
- その他

※各課用の表紙については都市計画課担当者が確認後、指示します

A 開発基本計画の届出

2部提出

- 開発基本計画届出書(第13号様式)
- 委任状(書式は任意、委任事項を要明確化、参考様式 HP にあり)
- 開発基本計画概要説明書(第14号様式)
- 開発事業区域の案内図
- 開発事業区域の現況図
- 開発事業区域及びその周辺の状況を示す写真
- 開発事業区域の公図又は地籍図の写し
- 仮換地指定図及び現況重ね図(土地区画整理事業中の場合)
- 開発基本計画の概要説明図
- 開発事業区域の実測図
- 周辺住民等範囲図
- その他の図書

B 開発基本計画広告板の設置

現地の見やすい位置に掲出する

- 開発基本計画広告板・開発事業計画広告板
 (建築事業…第15号様式の1
 宅地造成事業…第15号様式の2)

※手続き C1 ~ G については、次ページに掲載しています。

